

《佐賀中部広域連合》

令和6年度介護報酬改定に伴う生活援助型訪問サービス費の単位数表(令和6年4月1日～同5月31日)

※水色欄は新規、赤字は変更等、灰色欄は廃止もしくは期間中の算定なし。

R6. 3. 28現在(R6. 4. 1施行予定)

2 生活援助型訪問サービス費			<現行>	<改定後>
《基本報酬》				
イ	生活援助型訪問サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問	1,000単位	1,000単位
ロ	生活援助型訪問サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問	1,998単位	1,998単位
ハ	生活援助型訪問サービス費Ⅲ	要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問	3,169単位	3,169単位
《減算》				
注	高齢者虐待防止措置未実施減算	×99/100	—	—1/100
注	業務継続計画未策定減算 ※1	×99/100	—	—1/100
注	同一建物減算等			
(1)	事業所と同一建物等の利用者(20～49人)へのサービス提供	×90/100	—10/100	—10/100
(2)	事業所と同一建物等の利用者(50人以上)へのサービス提供	×85/100	—	—15/100
(3)	正当な理由なく事業所と同一建物等の利用者の割合が100分の90以上の場合(50人以上除く)	×88/100	—	—12/100
《加算》				
ニ	初回加算(1月につき)		170単位	170単位
ホ	介護職員処遇改善加算(1月につき) ※2			
(1)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ニ)×137/1000	+137/1000	+137/1000
(2)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ニ)×100/1000	+100/1000	+100/1000
(3)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位数(イ～ニ)×55/1000	+55/1000	+55/1000
削除	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)の90/100	+90/100	—
削除	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)の80/100	+80/100	—
ヘ	介護職員等特定処遇改善加算(1月につき) ※2			
(1)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ニ)×63/1000	+63/1000	+63/1000
(2)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ニ)×24/1000	+42/1000	+42/1000
ト	介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき) ※2	+所定単位数(イ～ニ)×24/1000	+24/1000	+24/1000

※1 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(ホ～ト)については、令和6年5月31日まで算定可能。(令和6年6月1日から、ホ～トを統合し以下のとおり改定予定。)

ホ	介護職員処遇改善加算(1月につき)			
(1)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位数(イ～ニ)×245/1000	—	+245/1000
(2)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位数(イ～ニ)×224/1000	—	+224/1000
(3)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位数(イ～ニ)×182/1000	—	+182/1000
(4)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+所定単位数(イ～ニ)×145/1000	—	+145/1000
(5)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+所定単位数(イ～ニ)×(1)～(14) ※3	—	+221/1000 ～76/1000

※3 (1) 221/1000、(2) 208/1000、(3) 200/1000、(4) 187/1000、(5) 184/1000、(6)163/1000、(7) 163/1000、(8) 158/1000、(9) 142/1000、(10) 139/1000、(11) 121/1000、(12) 118/1000、(13) 100/1000、(14) 76/1000